

税理士試験に合格するための学校 [テキスト] 相続税法Ⅱ 【平成28年度版】 (2015年12月29日 初版 第1刷)

弊社の書籍をご利用いただき、有難うございます。

訂正が出ないようにと努力しておりますが以下の通り、誤りが判明致しました。

お手数をおかけして申し訳ございませんが訂正の上、ご利用下さい。

なお、弊社HP【「ネットスクール」検索→「読者の方へ」】にて訂正資料等の最新情報を閲覧・ダウンロードできますので、ご利用下さいますようお願いいたします。

2016. 1. 21

ページ	訂正箇所	誤	正	備考
13-9	(注)	この場合において、～納税義務の判定を行うこととなります。	削除	2016. 1. 21
13-10	3. 贈与税の納税義務者の判定	(1) 国外転出時において～適用を受けていた者が死亡した場合 (2) 贈与により～適用を受けていた受贈者が死亡した場合 ➡ 非居住者に～受贈者が死亡した場合には～相続税の納税義務の判定～その受贈者の死亡に係る相続の開始前5年～みなされます。	(1) 国外転出時において～適用を受けていた者が贈与した場合 (2) 贈与により～適用を受けていた受贈者が贈与した場合 ➡ 非居住者に～受贈者が財産の贈与をした場合には～贈与税の納税義務の判定～その贈与前5年～みなされます。	2016. 1. 21
13-11	(注)	この場合において、～納税義務の判定を行うこととなります。	削除	2016. 1. 21
13-12	設例3-1	長女B 非居住無制限納税義務者 $200,000+30,000=230,000$ 解説 ② 被相続人甲が～配偶者乙、長男A及び長女B～	長女B 制限納税義務者 $200,000$ 解説 ② 被相続人甲が～配偶者乙及び長男A～	2016. 1. 21
13-13	設例3-2	二男B 非居住無制限納税義務者 $100,000+50,000=150,000$ 解説 ② 被相続人甲が～配偶者乙、長男A及び二男B～	二男B 制限納税義務者 $100,000$ 解説 ② 被相続人甲が～配偶者乙及び長男A～	2016. 1. 21
13-14	設例3-3	長女B 非居住無制限納税義務者 $150,000+50,000=200,000$ 解説 ② 被相続人甲が～配偶者乙、長男A及び長女B～	長女B 制限納税義務者 $150,000$ 解説 ② 被相続人甲が～配偶者乙及び長女B～	2016. 1. 21

ISBN978-4-7810-3551-2 C1034¥3200E